

広島県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定施設機関の施設所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成二十七年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
株式会社さくらモンデ ックス三原訪問鍼灸マ ッサージ院 川下早織	三原市円一町三丁目一五 ―三―三〇―	三原市宮浦五丁目二五― 二六―B―一〇二	平成二六年一〇月 一日
株式会社さくらモンデ ックス三原訪問鍼灸マ ッサージ院 楠本真也	三原市円一町三丁目一五 ―三―三〇―	三原市宮浦五丁目二五― 二六―B―一〇二	平成二六年一〇月 一日
株式会社さくらモンデ ックス三原訪問鍼灸マ ッサージ院 川下早織	三原市円一町三丁目一五 ―三―三〇―	三原市宮浦五丁目二五― 二六―B―一〇二	平成二六年一〇月 一日
株式会社さくらモンデ ックス三原訪問鍼灸マ ッサージ院 乙重文二	三原市円一町三丁目一五 ―三―三〇―	三原市宮浦五丁目二五― 二六―B―一〇二	平成二六年一〇月 一日
株式会社さくらモンデ ックス三原訪問鍼灸マ ッサージ院 安田哲郎	三原市円一町三丁目一五 ―三―三〇―	三原市宮浦五丁目二五― 二六―B―一〇二	平成二六年一〇月 一日